長瀞町太陽光発電施設の適正設置に関するガイドライン

平成 2 9 年 1 月 2 4 日町長決裁 令 和 3 年 7 月 1 日 改 訂

(目的)

第1 このガイドラインは、町内における太陽光発電施設の設置に関し、太陽光発電施設を設置する者が、安全や周辺環境等に配慮するとともに、太陽光発電施設の導入が円滑になされるため、町及び近隣住民等に対して事業計画内容を事前に明らかにすること等について必要な事項を定めるものである。

(定義)

- 第2 このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 太陽光発電施設 太陽光を電気に変換するための設備(太陽光パネル等で土地に自立して設置する施設)及びその付属設備をいう。
- (2) 発電施設 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法による 認定を受けた事業用の太陽光発電施設をいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1項第1号に 規定する建築物(太陽光発電施設等の架台下の空間を物品の保管その他の屋内 的用途に供するものを除く。)をいう。)に該当するもの
 - イ 設置者の事業所等と併設されるもの
- (3) 出力 太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の値をいう。
- (4) 大規模発電施設 定格出力 50 k W以上の発電施設 (同一の届出者が複数の発電施設を近接して設置するなど、実質的に一つの場所への設置と認められる場合は、一つの発電施設とみなす。) をいう。

- (5) 設置者 発電施設を設置する者(発電施設の譲渡、承継を受けた者を含む。)をいう。
- (6) 近隣住民等 大規模発電施設の設置が計画される区域の近隣の土地及び家屋の所有 者又は居住者並びに事業区域に存する自治会の代表者をいう。

(対象地域)

第3 このガイドラインの対象地域は、町内全域とする。

(法令に基づく手続等)

- 第4 設置者は、発電施設を設置する場合において、別表1に掲げる法規制に該当する場合は、 当該発電施設の規模に関わらず、町の関係課及び関係行政機関と事前に相談、協議を行い、 必要な手続等を行うものとする。
- 2 設置者は、計画地の全部又は一部が別表 2「設置するのに適当でないエリア」に掲げる区域に 該当する場合は、別表 1 に掲げる法規制に該当するか否かにかかわらず、当該計画が周辺の生 活環境等に与える影響を十分に考慮し、計画の中止を含め抜本的な見直しを検討するものとす る。

(大規模発電施設に係る届出等)

- 第5 設置者は、大規模発電施設を設置しようとする場合は、その計画の概要が明らかとなった時点で、近隣住民等に対する説明会等を実施し、事業内容(施設概要、設置工事計画、維持管理計画、認定期間後の施設の方針等)や設置に伴う地域への影響とその対応等を周知するものとする。この際、近隣住民等から出された要望・意見等に対しては、書面を交付するなど誠意をもって対応するものとする。
- 2 設置者は、大規模発電施設の工事に着手する日の30日前までに、長瀞町太陽光発電施設計画届出書(様式第1号)に計画区域の位置図や環境省の環境配慮ガイドラインのチェックシート等、町が必要とする資料を添付し、町長に提出するものとする。

- 3 前項の届出を行った設置者は、届出対象発電施設の内容を変更し、又は事業を廃止しようと するときは、変更又は廃止する日の30日前までに、長瀞町太陽光発電施設計画変更・廃止 届出書(様式第2号)を町長に提出するものとする。
- 4 第5第2項の届出を行った設置者は、届出対象発電施設を譲渡し、又は承継したときは、速やかに長瀞町太陽光発電施設計画譲渡・承継届出書(様式第3号)正副2部を町長に提出するものとする。
- 5 第5第3項及び第5第4項の届出を行った設置者は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する別措置法施行規則第9条第1項各号(第1号を除く。)に該当する等、大規模な変更等が生じた場合は、長瀞町太陽光発電施設計画変更・廃止届出書(様式第2号)の廃止届出をした上で、新たに第5第2項の届出書を提出するものとする。
- 6 設置者は、大規模発電施設の工事が完了したときは、完了した日から10日以内に、長瀞町 太陽光発電施設設置工事完了届(様式第4号)により町長に提出するものとする。
- 7 設置者は、前項の事業完了後に発電施設の適切な撤去及び処分を行うため、発電施設を承継、廃止するまでの間、次年度開始後30日以内に、毎年度末時点の積立て状況を長瀞町 太陽光発電施設処分費等積立状況報告書(様式第5号)により町長へ提出するものとする。 (遵守事項)
- 第6 設置者は、太陽光発電施設を設置する際は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。
 - (1)計画の段階において近隣住民に周知を図り、近隣住民等との協調を保つこと。
 - (2)太陽光発電施設の構造は、各種技術基準に適合すること。
 - (3) 住宅地に隣接して設置する場合は、圧迫感、騒音(パワーコンディショナー)、熱、反射等に配慮し、敷地境界から後退及び植栽等を設けて遮蔽する等の対策を講じること。また、 施設内には関係者以外立ち入ることのできないよう、フェンス等を設置し安全対策を講じる

こと。

- (4) 雨水等による土砂・汚泥の流出や水害等の災害防止対策を講じること。また、災害発生時などには、施設外への影響を最小限にとどめるよう適切に対応すること。
- (5) 既存の地形や樹木等を生かしながら、周囲の良好な景観に支障を与えないよう、周辺環境や景観との調和に配慮すること。
- (6) 災害発生時等の緊急連絡に対応するため、設置者の名称及び連絡先を記した看板を設置すること。また、災害発生時等に、速やかな対応がとれるように緊急連絡体制を整備すること。
- (7)発電施設の適正な管理及び保守点検を実施すること。また、事業区域内の除草等環境整備に努めるとともに、除草剤、殺虫剤その他の薬剤を使用する場合は、周辺環境に影響が及ぶことがないよう十分配慮すること。
- (8) 施設に起因して発生した苦情等に対しては、迅速かつ誠実な対応をとること。
- (9)施設計画の段階から事業終了後の将来計画を十分に検討するとともに、廃止に要する経費等を計画的に調達・手配すること。
- (10)施設を廃止した場合は、速やかに設置者の責任により法令、ガイドライン等に基づいて撤去等適正に処理すること。撤去にあたっては廃止後の土地利用に応じた処理をし、周辺の生活環境等に影響を及ぼさないように十分配慮すること。
- (11) 事業を承継する場合は、把握している若しくは予想されうる管理運営及び廃止等の条件 について、責任をもって引き継ぐこと。

(報告)

第7 町長はこのガイドラインに定めるもののほか、このガイドラインの施行に必要な限度において、 設置者に対し、必要な事項について報告を求めることができるものとする。 (補則)

- 第8 このガイドラインの施行に関して必要な事項は、町長が別に定める。
- 2 このガイドラインは、今後の社会情勢の変化等により、必要に応じて随時見直しを行うこととする。

附 則

- 1 このガイドラインは、平成29年4月1日から施行し、平成29年7月1日以後に着工する発電施設から適用する。
- 2 このガイドラインの施行日において現に着工している発電施設の設置者は、第6に掲げる事項 の遵守に努めるとともに、必要と認められる場合は第5に掲げる措置を講じるものとする。
- 3 このガイドラインに明記する以外に、県立自然公園条例の太陽光発電施設設置基準も適用される。

附 則

- 1 このガイドラインは、令和3年7月1日から施行し、令和3年8月1日以降に着手する発電施設から適用する。
- 2 このガイドラインの施行日において現に着手している発動施設の設置者は、第6に掲げる事項 の遵守に努めるとともに、必要と認められる場合は第5に掲げる措置を講じるものとする。

別表1 太陽光発電施設設置に係る関係法令等担当窓口一覧

法令名(条番号)	規制等の対象となる行為	手続き区分	問合せ・手続き窓口
	太陽光発電施設の設置に関して疑義等がある場合は、まず右		長瀞町町民課
	記の担当課にご相談ください。		0494-66-3111
国土利用計画法	次に該当する土地売買契約の締結や地上権・賃借権の設定	届出	長瀞町企画財政課
(23)	等。		0494-66-3111
	·都市計画区域外:10,000 m以上		
電気事業法	電気事業法に関して、県知事や市町村長に対する手続きは特		経済産業省関東東北産
	にありません。		業保安監督部電力安全
			課 048-600-0391
火薬類取締法	火薬類製造施設や火薬庫周辺に出力 1,000kW 以上の太	近隣への配	埼玉県危機管理防災部
	陽光発電設備を設置すること。	慮	化学保安課 火薬電気
	※火薬類製造施設や火薬庫は、発電事業の用に供する		担当
	1,000kW 以上の太陽光発電設備に対して、一定の保安距		048-830-8435
	離を保つ必要があります。太陽光発電設備が後から設置される		
	場合でもこの規定が適用されるため、十分な注意が必要です。		
環境影響評価法	次に該当する太陽光発電施設の設置 系統接続段階の発電出力ベース(交流)が	調査等	埼玉県環境部環境政策
	4 0 MW以上 (第一種)		課 計画推進・環境影
	30MW以上40MW未満 (第二種)		響評価担当
			048-830-3041
埼玉県環境影響評	施行区域の面積が 20ha 以上となるもの。	調査等	同上
価条例	※その他にも、開発の内容によっては手続きが必要となる場合		
	があります。		
太陽光発電の環境配	環境影響評価法及び環境影響評価条例の対象とならない発電出	調査等	長瀞町町民課
慮ガイドライン (環境省)	カ10kW以上の事業用太陽光発電施設 	(自主取組)	0494-66-3111
土壌汚染対策法	土地の形質変更(掘削及び盛土等)部分の合計面積が	届出	秩父環境管理事務所
(4)	3,000 ㎡以上。(有害物質使用特定施設が設置されている		生活環境担当
	工場・事業場の敷地等の場合は 900 ㎡以上)		0494-23-1511
	※ただし、盛土のみの場合や、形質変更の深さが最大 50cm		
	未満であり区域外へ土壌の搬出を行わず土壌の飛散・流出を		
	伴わない場合は除く		
埼玉県生活環境保	3,000 ㎡以上の土地の改変。	調査等	同上
全条例(80)			
廃棄物の処理及び	廃棄物が地下にあって指定区域に指定されている土地の形質	届出	同上
清掃に関する法律	変更。		
(15 Ø 19)	※不法投棄等により廃棄物が残置されている場所については、		
	当該廃棄物が適正に処理されない限り設置は認められません		
	ので注意してください。		

法令名(条番号)	規制等の対象となる行為	手続き区分	問合せ・手続き窓口
埼玉県土砂の排出、 たい積等の規制に関	500 ㎡以上の土砂の敷地外排出。(6)	届出	埼玉県秩父環境管理事 務所
する条例(6)(16)	堆積面積が3,000 m以上の土砂の堆積。(16) ※土砂が不適切に堆積されている場所については、現状が回 復されない限り設置は認められませんので注意してください。	許可	0494-23-1511
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(29)	鳥獣保護区内の特別保護地区内における次の行為。 ・建築物その他の工作物の新築・改築・増築 ・水面の埋立て・干拓 ・木竹の伐採	許可	埼玉県環境部みどり自 然課 野生生物担当 048-830-3154
絶滅のおそれのある 野生動植物の種の 保存に関する法律 (10)	環境大臣が指定する希少野生動植物種の捕獲等の行為	大臣許可	環境省関東地方環境事 務所野生生物課 048-600-0817
埼玉県希少野生動 植物の種の保護に関 する条例(12)	知事が指定する希少野生動植物種の捕獲等の行為。	届出	埼玉県環境部みどり自 然課 野生生物担当 048-830-3154
埼玉県オオタカ等保 護指針	次に該当する開発行為については、オオタカ等の保護に関する配慮を要請。 ・営巣地から半径 400 メートル以内 ・営巣地から半径 1,500 メートル以内	配慮の実施	同上
埼玉県立自然公園 条例(12)(14)	県立自然公園の特別地域内における工作物の新築・改築・増 築、木竹の伐採・損傷、土地の形状変更等。(12)	許可	埼玉県秩父環境管理事 務所
	県立自然公園の普通地域内における一定規模以上の工作物の新築・改築・増築、土地の形状変更等。(14)	届出	0494-23-1511 長瀞町町民課 0494-66-3111
農地法(4)	所有者が農地を農地以外に転用する行為。(4) 農地を農地以外に転用したり、採草放牧地を放牧地以外に 転用するために行う次の行為。(5) ・所有権の移転 ・賃借権・地上権・質権・使用貸借権の設定や移転	許可	埼玉県秩父農林振興センター 0494-24-7211 長瀞町農業委員会 0494-66-3111
農業振興地域の整備に関する法律(13)	町農業振興地域整備計画の変更(いわゆる農振農用地から の除外)。	計画変更	長瀞町産業観光課 0494-66-3111

法令名(条番号)	規制等の対象となる行為	手続き区分	問合せ・手続き窓口
森林法	地域森林計画対象の民有林内(保安林及び保安施設地区の	許可	埼玉県秩父農林振興セ
(10 0 2)	森林を除く)で、1ha を超えて行われる土石や樹根の採取、開		ンター
	型その他の土地形質の変更。(10 の 2)		林業部森林保全担当
(10 0 7 0 2)			0494-25-1312
	地域森林計画対象の民有林について、新たに森林の土地の	届出	長瀞町産業観光課
	所有者となること。(10 の 7 の 2)		0494-66-3111
(10 Ø 8)			
	地域森林計画対象の民有林内(保安林及び保安施設地区の	届出	
	森林を除く)における立木の伐採。(10 の 8)		
森林法(27)	保安林の森林以外の用途への転用。(保安林指定の解除)	指定の解除	埼玉県秩父農林振興セ
	保安林内における次の行為。	許可	ンター
	・立竹の伐採、立木の損傷、家畜の放牧、下草・落葉・落枝		林業部森林保全担当
(34)	の採取		0494-25-1312
	・土石、樹根の採掘、開墾その他の土地形質の変更		
	エロ、岡田の外間、同里での旧の土地が乗り交叉		
埼玉県水源地域保	水源地域内の土地(現況が森林で、地目が山林・原野・保安	届出	同上
全条例(7)	林の場合)に係る所有者・地上権・地役権・使用貸借権・賃		
	借権の移転や設定。		
道路法(32)	道路に次の工作物・物件・施設を設け、継続して道路を使用	許可	埼玉県秩父県土整備事
	する行為(道路の占用)。		務所
	・電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔等		0494-22-3715
	・水管、下水道管、ガス管等		
	・歩廊、雪避け等		長瀞町建設課(町道)
	・露店、商品置場等		0494-66-3111
	・その他道路の構造や交通に支障を及ぼす恐れのある工作		
	物、物件又は施設で政令で定めるもの(政令第7条第1項		
	第2号に該当するため太陽光発電施設も対象)		
長瀞町公共物管理	│ │ 法定外公共物(町有地において河川法が適用又は準用され	許可	長瀞町建設課
条例(4)	ない河川、道路法が適用されない道路、水路、池沼)におけ		0494-66-3111
. ,	る次の行為。		
	・工作物等の敷地として使用		
	・掘削等の土地の形状変更		
	・法定外公共物の工事		
	・法定外公共物の本来の目的以外の使用		

法令名(条番号)	規制等の対象となる行為	手続き区分	問合せ・手続き窓口
河川法	河川区域内における次の行為。	許可	【県管理河川】
(23~27)	・河川の流水の占用(取水等)		埼玉県秩父県土整備事
	・土地の占用		務所
	・河川の砂や葦等の採取		0494-22-3715
	・工作物の新築、改築		【大臣管理河川】
	・盛土、切土等の土地の形状変更		国交省関東地方整備局
			荒川上流河川事務所熊
			谷出張所
(55)	河川保全区域内における次の行為。	許可	048-522-0612
	・土地の掘削、盛土、切土等の土地の形状変更		
	・工作物の新築、改築		
埼玉県雨水流出抑	面積が 1ha 以上の開発行為で、雨水流出抑制施設を設置	許可	埼玉県県土整備部河川
制施設の設置等に関	しないと雨水流出量を増加させる恐れがある行為。		砂防課
する条例(3)	エキギ41 NILの明改にもテーサル担合に持ちのし地に		荒川上流・砂防担当
(12)	面積が 1ha 以上の開発行為で、湛水想定区域内の土地に	届出	048-830-5120
	盛土をする行為。 		
砂防法	砂防指定地域内における次の行為。	許可	埼玉県秩父県土整備事
(4)	・工作物の新築、改築、除去		務所
	・砂防施設の占用		0494-22-3715
	・竹木の伐採、芝草その他の生産物の採取		
	・滑り下し、地引による物件の運搬		
	・木竹の滑下・地引による搬出		
埼玉県砂防指定地	砂防指定地内における次の行為。	許可	同上
管理条例(3)	・のり土、切土、掘削、盛土等による土地の形状変更		
	・土石類の採取、鉱物の採掘		
	・工作物の新築、改築、増築、移転、除去		
	・立木竹の伐採、樹根の採掘		
	・木竹の滑下、地引による搬出		
地すべり等防止法	地すべり防止区域内における次の行為。	許可	埼玉県秩父県土整備事
(18)	・地下水の誘致や停滞行為による地下水の増加		務所
	・地下水の排水施設の機能を阻害する行為		0494-22-3715
	・地表水の放流や停滞行為等、地表水の浸透の助長		埼玉県秩父農林振興セ
	・のり切、切土		ンター
	・地すべり防止施設以外の施設や工作物の新築、改良		0494-24-7215
	・地すべり防止の阻害、地すべりの助長、誘発		
急傾斜地の崩壊によ	急傾斜地崩落危険区域内における次の行為。	許可	埼玉県秩父県土整備事
る災害の防止に関す	・水の放流、停滞行為等、水の浸透を助長する行為		務所
る法律(7)	・急傾斜地崩落防止施設以外の施設、工作物の設置、改造		0494-22-3715
	・のり切、切土、掘削、盛土		
	・立木竹の伐採		
	・木竹の滑下、地引による搬出		
	 ・土石類の採取、集積		

法令名(条番号)	規制等の対象となる行為	手続き区分	問合せ・手続き窓口
土砂災害警戒区域における			埼玉県秩父県土整
土砂災害防止対策の推進	土砂災害警戒区域内における、住宅、社会福祉施設、学		備事務所
に関する法律	校、医療機関の建設(特定開発行為)。(10) 		0494-22-3715
建設工事にかかる資材の再	特定建設資材を使用した建築物等の解体工事等や、特定	民間工事の	埼玉県熊谷建築安
資源化等に関する法律	建設資材を使用する新築工事等(以下に該当するもの)。	場合は届出	全センター秩父駐在
(10, 11)	・太陽光パネルと一体的な建築物(床面積の合計が80㎡	公共工事の	0494-22-3777
	以上に限る)の解体工事	場合は通知	
	・太陽光パネルと一体的な建築物(床面積の合計が 500		
	㎡以上に限る)の新・増築工事		
	・太陽光パネルと一体的な建築物の修繕・模様替等工事(請 負金額が1億円以上のもの)		
	・建築物以外の工作物(太陽光パネル等)の解体、新築、土		
	木工事等 (請負金額が 500 万円以上のもの)		
建築基準法	建築物を建築しようとする場合。	確認	埼玉県熊谷建築安
(6)	※土地に自立して設置する太陽光発電設備については、架		全センター秩父駐在
	台下の空間を物品の保管その他の屋内適用途に供する場		0494-22-3777
	合は、建築物に該当します。		長瀞町建設課
			0494-66-3111
都市計画法	次の開発行為(主として建築物の建築又は特定工作物の	許可	埼玉県川越建築安
(29)	建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更)や		全センター東松山駐
	建築行為。		在
	・都市計画区域外での1ha以上の開発行為		0493-22-4340
長瀞町開発行為等に関す	次の開発行為(主として建築物の建築又は特定工作物の	協議申出	長瀞町建設課
る指導要綱	建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更)や		0494-66-3111
	建築行為。		
	・土地の面積が 1,000 平方メートル以上の開発行為		
文化財保護法	周知の埋蔵文化財包蔵地(遺跡)の範囲内における建築、	届出	長瀞町教育委員会
(93)	土木工事等。		0494-66-3111
(96)			
	土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により遺跡を 	届出	
	発見。 		
埼玉県文化財保護条例	県指定有形文化財、県指定有形民俗文化財、県指定史	許可又は届	同上
(14, 28, 35, 39)	跡名勝天然記念物、県指定旧跡の現状変更、又はその保	出	
	存に影響を及ぼす行為。		
長瀞町文化財保護条例	長瀞町文化財保護条例 町指定有形文化財、町指定有形民俗文化財、町指定史		同上
	跡名勝天然記念物、又はその保存に影響を及ぼす行為。	出	

別表 2 設置するのに適当でないエリア

法令名	エリア(区域の名称等)	理由
廃棄物の処理及び清掃	不法投棄、最終処分等により	太陽光発電施設を設置することで、当該廃棄物を適正処理することが
に関する法律	廃棄物が残置されている場所	相当困難であり、周辺地下水等生活環境に支障を生じる恐れがある。
鳥獣の保護及び管理並	鳥獣保護区特別保護地区	鳥獣又は鳥獣の生息地にとって特に重要な区域として、工作物の設置
びに狩猟の適正化に関す		や木竹の伐採等、一定の開発行為が制限されている。
る法律		
埼玉県立自然公園条例	県立自然公園の特別地域	優れた自然の風景地を維持する必要性が高く、太陽光発電施設の設
		置は自然環境や景観へ与える影響が大きい。
		·第1種特別地域內 設置不可能
		・第2種及び第3種特別地域内
		・普通地域内の住宅密集地
森林法	保安林	水源の涵養、土砂の流出の防備、土砂崩落の防備、その他災害の防
**************************************	M X 11	備や生活環境保全、形成等の目的を達成するために指定された区域で
		あり、立木伐採や土地の形質変更等が厳しく規制されている。
		的人,在小园外上上200万克及关节// JEXO (为LIDIC (1.00)
河川法	河川区域、河川保全区域、河	出水時に流下阻害発生の恐れがあるとともに、河川管理施設を損傷さ
	川予定地	せる恐れがある。
砂防法、埼玉県砂防指	砂防指定地	治水上の砂防設備を要する土地または一定の行為を禁止若しくは制限
定地管理条例		すべき区域として指定されており、他のエリアに比べて災害発生により地
		域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。
地滑り等防止法	地滑り防止区域	地下水等により発生する地滑りによる崩壊被害を防止するため、一定
		行為を制限するとともに必要な施設等を整備するための区域であり、他
		のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産生命等を脅かすリスク
		が高い。
急傾斜地の崩壊による災	急傾斜地崩壊危険区域	 崩壊のおそれのある急傾斜地(30 度以上)で、崩壊により相当数の居
害の防止に関する法律		住者等に危害が生ずるおそれのあるもの及び一定行為を制限している
		区域であり、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産生命等
		を脅かすリスクが高い。
土砂災害防止法	土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は危害が生ず
		 るおそれがあるエリアであり、土砂災害を防止するために警戒避難体制を
		 特に整備すべき区域であり、他のエリアに比べて災害発生により地域住
	i	

法令名	エリア(区域の名称等)	理由
文化財保護法	重要文化財、国指定史跡、名	復元が不可能な国民の共有財産であり、適切な保護管理措置がとられ
	勝、天然記念物	ている。
埼玉県文化財保護条例	県指定有形文化財、県指定	復元が不可能な国民の共有財産であり、適切な保護管理措置がとられ
	有形民俗文化財、県指定史	ている。
	跡名勝天然記念物、県指定	
	旧跡	
長瀞町文化財保護条	町指定有形文化財、町指	復元が不可能な国民の共有財産であり、適切な保護管理措置がとられ
例	定史跡天然記念物、町指	ている。
	定民俗文化財	
埼玉県土砂の排出、た	土砂搬入禁止区域	何人も土砂をたい積してはならない区域であり、土砂のたい積が継続すること
い積等の規制に関する		により、人の生命、身体又は財産を著しく害する事態が生ずるおそれがある。
条例		